



## S マーク不適合事例集

### ① 部品の削除

製品名	電気掃除機
<p>○不適合内容 電源から電源プラグを取り外した後、1秒経過後の電圧が88Vであった。</p> <p>○基準 J60335-1 1秒後、34V以下でなければならない</p> <p>○原因 <u>この基準を満たすべく取り付けられていた部品（放電抵抗、コンデンサ）が削除されていた。</u></p> <p>○注意事項 <u>部品の削除が性能に関係しなくても安全に関係する場合があります。部品の削除にあたっては、勝手に削除しないで、事前に認証機関に問い合わせして下さい。</u> <u>部品の変更、追加または取り付け位置の変更、プリント基板パターンの変更についても事前に認証機関に問い合わせして下さい。</u></p>	



## S マーク不適合事例集

### ② 定格銘板（表示）の変更

製品名	電気炊飯器
<p>○不適合内容 内容器と器体との間には水を入れないで使用する旨の表示が要求されている がなかった。</p> <p>○基準 別表第八 内容器と器体との間には水を入れないで使用する旨の表示が必要。</p> <p>○原因 <u>認証時、該当の注意事項が定格銘板についていたが、輸入事業者がデザインを 変更し、製造者は確認せずにそれを貼付していた。</u></p> <p>○注意事項 <u>定格銘板には、基準で要求されている内容が多く表示されています。定格銘板 の変更（デザイン、表示内容、銘板材質の変更等）については、事前に認証機 関に問い合わせして下さい。</u></p>	



## S マーク不適合事例集

### ③ プリント基板パターンの変更

製品名	シュレッダー
<p>○不適合内容 極性の異なる充電部間（パターン間）の空間距離が、規定値（2.5mm）を満たさない。</p> <p>○基準 別表第八 極性の異なる充電部間で空間距離の規定値（2.5mm）を保持しなければならない。</p> <p>○原因 認証時以降、プリント基板のパターンが変更されていた。</p> <p>○注意事項 <u>プリント基板のパターン間に基準で空間距離が要求されている箇所があります、プリント基板のパターン変更に関しても、事前に認証機関に問い合わせして下さい。</u></p>	